

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	個人線量計校正事業		事業番号	(3)-23-1
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(104, 578(千円)) 106, 479(千円)	全体事業費		(104, 578(千円)) 106, 479(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
「双葉町復興まちづくり計画」に基づき、住民の帰還に向けた様々な復旧・復興のための取り組みを実施し、特定復興再生拠点区域における避難指示が解除されたものの、未だ約 85%の町域で避難指示が解除されておらず、多くの町民の方が極めて厳しい避難生活を強いられている。 今後も避難生活の長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に対する不安、さらには帰還困難区域への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、個人線量計の貸与を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払拭し、避難生活を安全・安心して送れるようにするとともに、帰還の意向を加速化させるものである。						
事業概要						
業務に伴う町内帰還困難区域への一時立入等を行う職員や放射線防護の観点から町民に貸与している個人線量計の精度維持を目的に、点検及び校正業務を行う。						
当面の事業概要						
<令和 8 年度> ○双葉町職員や町内一時立入等を行う方へ貸与する電子ポケット線量計 100 台 ・ 線量計の貸与 → 貸与者による線量計の使用・被ばく線量管理 → 線量計の校正 → 校正済線量計の貸与及び既配布済線量計回収 ○双葉町職員や町内一時立入等を行う方へ貸与するサーベイメーター 3 台 ○町外に避難している町民へ貸与する高機能積算線量計 100 台 ・ 線量計の回収（報告用紙回収） → 積算線量報告 → 健康管理システム入力 → 校正済線量計発送（記録用紙同封・報告用紙送付）						
地域の帰還環境整備との関係						
個人線量計を使用し、町民等自らが今後の町内立入等における放射線量（被ばく線量）を確認することで、放射線に対する不安を払拭し、町への帰還意欲の醸成に繋げる。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	甲状腺検査事業		事業番号	(3)-23-3
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(21, 639 (千円))	全体事業費		(21, 639 (千円))	
		22, 162 (千円)			22, 162 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されて間もないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による放射線に関する健康への不安が懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査等を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払拭し、避難生活を安全・安心に送れる環境をつくるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するためである。						
事業概要						
甲状腺検査は、震災当時 39 歳以下の町民を対象に実施する。						
当面の事業概要						
<令和 8 年度> ① 甲状腺対象者へ広報・HP で検査情報を周知し、過去受検歴のある方を抽出し指定医療機関名等を個別通知する。 ② 検査希望者は近隣の指定医療機関にて受検する。 ③ 検査結果について、受検者自らは健康管理手帳に綴るとともに、町は健康管理システムにデータを保存する。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるため、町民には各種検査を行うことにより体調管理に努めていただき、今後、町内立入、事業の再開、防犯対策などの取組を実施することで、住民帰還の促進を図る。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

NO.	31	事業名	個人被ばく線量測定事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(28,490(千円)) 29,318(千円)	全体事業費	(28,490(千円)) 29,318(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

2022（令和4）年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、更に2025（令和7）年11月4日に特定帰還居住区域への一部立入規制が緩和されたことに伴い、今後町民の帰還が進むと予想される一方で、町民の中には放射線に対する不安があり、その払拭が課題とされている。このため、町民が常時個人用被ばく測定線量計（Dシャトル）を装着し、自身の行動パターンによる被ばく線量を把握しながら、放射線に対する健康影響への不安に向き合ったリスクコミュニケーションを推進し、町民の今後の更なる帰還促進に繋げる。

事業概要

町内に帰還、又は滞在する町民等に個人用被ばく測定線量計（Dシャトル）を貸出し、一定期間被ばく線量を測定する。

被ばく線量については解析後通知書を送付し、また町民から相談員等は相談を受けることによりリスクコミュニケーションを図る。

当面の事業概要

<令和8年度>

○双葉町役場

- 個人用被ばく測定線量計（Dシャトル） 100台 読取り表示器 150台 読取り管理機 1台
- ・Dシャトル・読取り表示器の貸与 → 町内に滞在等（一定期間常時装着） → Dシャトル・読取り表示器の回収 → 読取り管理機による被ばく線量の解析 → 解析結果の通知書の送付または必要に応じて相談員等から説明を行う。
 - ・令和7年11月時点で町内居住者は約200人と予想より少ないこともあり、貸与数も少ないと予想されることから令和7年度以降100台減の100台の点検校正を実施。
- 町内へ住民の帰還が進んで貸与台数が増加すれば、点検校正台数についても増加する予定。
- ・当該線量計は令和元年度に購入したものの耐用年数を経過していることもあり、20台を追加購入する。
- なお、電源（電池）の交換なしに1年間使用できる個人線量計は当該品以外に無く、同等品は存在しないもの。

○共通

- ・Dシャトル点検校正を総数600台のうち100台を1回/年実施するとともに、20台を追加購入する。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

個人用被ばく測定線量計（Dシャトル）を使用し、自らが町内への帰還後や滞在時における被ばく線量を把握し、町内で生活する上で放射線に対する健康影響への不安を解消し、更なる町民の帰還意欲の醸成に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（双葉町）【基金型】	事業番号	(5) - 40 - 1												
交付団体	双葉町		事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）													
総交付対象事業費	(284, 387(千円)) 329, 872(千円)		全体事業費	(284, 387(千円)) 329, 872(千円)													
帰還・移住等環境整備に関する目標																	
双葉町では東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内での農地及びかんがい施設の維持管理が行われていない期間が長期間となり、令和 4 年 8 月 3 0 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除がされたものの営農再開に大きな支障となっている。 このため、本事業により営農再開を予定している農地の整備や土地改良施設の補修を行い、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開が実現可能な状況を構築し、復興再生組合等における営農再開に寄与することで住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。																	
事業概要																	
特定復興再生拠点整備区域の水田再生活用拠点・次世代園芸チャレンジ拠点については、長期間の避難指示により農業水利施設（頭首工及び取水口、用排水路、ため池、ゲート等）が適正に管理出来ない状況であったため、施設機能が著しく低下しているため農業用水の適正な取水、通水量の調整及び確保が出来ない状況となっている。 そのため、エリア内にある農業水利施設の現状を把握するため、点検、除草、保全管理と設計を行い、これに基づき補修及び補強工事を実施し、併せて営農再開に即した新たな水利用となることから、水管理及び施設管理体制についても検討を行うことで、営農が再開出来る環境を整備促進させるものである。 ○農業用排水路の保全管理及び施設設計 N = 1 式																	
当面の事業概要																	
・工期延長を行う。予定していた施設設計期間の延長と工事期間の確保のため。 <table><tr><td>＜平成 3 1 年度～令和 6 年度＞</td><td>＜令和 9 ～12 年度＞</td></tr><tr><td>1. 施設点検・除草・保全管理：N = 1 式</td><td>1. 補修、補強工：N = 1 式</td></tr><tr><td>2. 施設設計：N = 1 式</td><td></td></tr><tr><td>＜令和 7 ～ 8 年度＞</td><td></td></tr><tr><td>1. 施設保全管理：N = 1 式</td><td></td></tr><tr><td>2. 施設設計：N = 1 式</td><td></td></tr></table>						＜平成 3 1 年度～令和 6 年度＞	＜令和 9 ～12 年度＞	1. 施設点検・除草・保全管理：N = 1 式	1. 補修、補強工：N = 1 式	2. 施設設計：N = 1 式		＜令和 7 ～ 8 年度＞		1. 施設保全管理：N = 1 式		2. 施設設計：N = 1 式	
＜平成 3 1 年度～令和 6 年度＞	＜令和 9 ～12 年度＞																
1. 施設点検・除草・保全管理：N = 1 式	1. 補修、補強工：N = 1 式																
2. 施設設計：N = 1 式																	
＜令和 7 ～ 8 年度＞																	
1. 施設保全管理：N = 1 式																	
2. 施設設計：N = 1 式																	
地域の帰還・移住等環境整備との関係																	
双葉町の特定復興再生拠点区域の営農再開には、農業用水を営農再開するほ場まで安定供給させることが急務であり、最も重要な整備である。 そのため、営農再開に向けた準備を行い、帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。																	
関連する事業の概要																	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	39	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 農業水利施設等保全再生事業（双葉町）		事業番号	(5)-40-6
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(126,008（千円）） 231,387（千円）	全体事業費		(126,008（千円）） 231,387（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
双葉町では、東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内でのため池の維持管理が行われていない期間が長期となり、令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開に大きな支障となっている。 福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いているほか、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。 農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。						
事業概要						
(1) 事業の概要 上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について、汚染拡散防止対策（底泥除去）の実施設計を行う。 (2) 事業実施内容 ため池放射性物質対策 (3) 復興計画への位置づけ 双葉町復興まちづくり計画（第 3 次） 第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略 2. 避難指示解除後の戦略 ②営農エリア：双葉町地域営農再開ビジョンの実現 各地区の農地保全組合を支援しながら農地の保全や地力回復に努めるほか、農業用水の確保のため基幹水路や用排水路の復旧を進め、令和 7 年度以降の営農再開を目標に取り組みます。 第 4 章 避難指示解除後 5 年以内に行う分野別基本施策 Ⅱ. 産業・エネルギー 施策 2 農業の再生 (1) 共通 ◆基盤整備 基幹水路、ため池、その他水路、農道等を整備し、水稻等の生産再開に繋がります。						

当面の事業概要	
<令和5年度> ため池放射性物質対策（第43回申請）【単年度型】 基礎調査　2箇所 ため池放射性物質対策（第44回申請）【単年度型】 基礎調査　2箇所 詳細調査・実施設計　4箇所 <令和6年度> ため池放射性物質対策（第48回申請）【単年度型】 詳細調査・実施設計　4箇所 <令和7年度> ため池放射性物質対策（第50回申請）【単年度型】 基礎調査　8箇所 詳細調査・実施設計　2箇所 <令和8年度> ため池放射性物質対策（第54回申請）【単年度型】 基礎調査　10箇所 詳細調査・実施設計　8箇所	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業でため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。	
関連する事業の概要	
なし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(双葉町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等
個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	双葉町養液栽培施設敷地造成事業	事業番号	◆ (5)-43-1-1
交付団体	双葉町		事業実施主体(直接/間接)	双葉町(直接)	
総交付対象事業費	(326,264(千円)) 383,106(千円)		全体事業費	(384,080(千円)) 383,106(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<現状> (1) 農業再生への取組 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉町は甚大な被害を受け、町民は県内外で不自由な避難生活を強いられている状況にある。農地や各種農業用施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は中断したまま 15 年を迎えた。こうした中、双葉町は「復興まちづくり計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき「双葉町地域営農再開ビジョン」を策定し、避難指示解除後の町内での営農再開に向け、農地の除染、保全管理、試験栽培の実施、農業法人等の誘致・連携等の取組を進めてきた。 「双葉町地域営農再開ビジョン」においては、地域の特徴に加え除染の状況や水利施設の状況等も踏まえた、地域別の農業再生の方向性(ゾーニング)を整理しており、本事業の対象地区では、新たな農業モデルの構築や園芸団地整備により、町民が帰還し営農再開しやすい環境整備を進めることとしている。 (2) 震災前の農業の現状 双葉町の農業は震災前から農家数減少と高齢化が顕著であった。2010 年時点で耕地面積の 87%にあたる 611ha が水田であり、収穫量ベースでは 85%が水稻・飼料用作物となっており、水稻兼業農家が主流であった。他方園芸品目では、浜風ホウレンソウ、花木、ハクサイ、キャベツ、トマト、キュウリ、パレイショ、ダイコン等の海洋性気候を生かした多様な品目の栽培実績があった。 (3) 双葉郡におけるトマト産地化の取組 JA 福島さくらは、双葉地域の温暖かつ日照量の優位性を活かした施設トマトの産地化を推進している。また、同 JA では、全体販売高 10 億円のトマト産地化を進めており、そのうち、サンシャイントマトのブランド化及び産地化に向け、いわき市及び檜葉町の生産者を中心としたサンシャイントマト出荷協議会を設立し 6 億円規模の産地を目指している。令和 6 年産のサンシャイントマトは、出荷協議会全体で出荷量 1,188t/販売額 4 億 7,300 万円の実績となっている。 <今後の方向性> 双葉町の置かれた実情も踏まえ、農業再生拠点として出荷量約 500t/販売額約 1 億 5,000 万円規模のトマト養液栽培施設を整備する。施設は JA 福島さくらに貸与し、同 JA が施設の管理・運営を行い、その子会社の(株)アグリサポートふたばが同施設でのトマト栽培を担う予定であり、サンシャイントマト産地化の実現を目指す。 また、周年栽培による安定雇用を創出することで、地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就業機会の増大と営農再開を促進する。					
事業概要					
<事業内容>					

■敷地造成

調査測量設計 一式

電柱移設 一式

敷地造成工事 一式

光ファイバーケーブル移転 一式

敷地舗装及びフェンス設置工事 一式

<参考：基幹事業での整備施設の概要>

- ・施設概要：養液栽培施設（双葉町大字中田地内）

敷地面積 約 21,900 m²、うち 栽培施設 約 12,960 m²

残渣処理場（双葉町大字長塚地内）

敷地面積 約 600 m²、うち 残渣積上場 約 108 m²、残渣置場 約 128 m²

- ・品目：トマト

- ・年間収量：500 t（周年栽培）

<双葉町復興まちづくり計画（第三次）、双葉町地域営農再開ビジョンにおける位置付け>

- ・「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」

第4章 避難指示解除後5年以内に行う分野別基本施策

Ⅱ. 産業・エネルギー

施策2 農業の再生、施策4 人材の確保（詳細：双葉町ホームページ参照）

- ・「双葉町地域営農再開ビジョン」

第5章 地区毎の農業再生の方向性

3 中田地区

（1）復興まちづくり計画における位置づけ

中田地区は特定復興再生拠点の「再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーン」と位置付けています。（詳細：双葉町ホームページ参照）

（3）地区の課題と農業再生の考え方

③ 中田地区の方向性 ～先端農業への挑戦～ （詳細：双葉町ホームページ参照）

当面の事業概要

<令和6年度>	造成調査測量設計費	30,728 千円	
	電柱移設補償費	3,625 千円	令和6年度計 34,353 千円
<令和7年度>	造成工事	283,056 千円	
	手数料（宅地造成等許可申請）	230 千円	
	電柱移設補償費	3,625 千円	
	光ファイバーケーブル移転	5,000 千円	令和7年度計 291,911 千円
<令和8年度>	敷地舗装及び外構工事	56,842 千円	

令和6年度～令和8年度合計 383,106 千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該施設については周年栽培により20名程度の安定した雇用を募る施設であり地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大に資することが期待される。

さらに、本施設は福島県有数のトマト栽培施設となり、視察や研修受入れにより双葉町の帰還・移住が加速する。

関連する事業の概要

・ 基幹事業			
〈令和 7 年度〉	実施設計費	38,839 千円	
〈令和 8 年度〉	建築工事費	1,609,950 千円	
	機械器具費	5,991 千円	
	工事監理費	20,505 千円	
			令和 7・8 年度合計 1,675,285 千円

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(5) -43-60
事業名	被災地域農業復興総合支援事業（養液栽培施設整備）双葉町
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
基幹事業にて建設する養液栽培施設の敷地を整備するもの	

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

NO.	41	事業名	農業基盤整備促進事業(双葉町)		事業番号	(5)－42－2
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(49,784(千円))	全体事業費		(49,784(千円))	
		99,484(千円)			99,484(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、東日本大震災による津波被災と原発事故に伴う避難指示等により住民が長期間の避難したことで、町内の農地及びかんがい施設等の維持管理が行われない期間が長期間となり、営農再開する農地環境が整っていないため、町の農業復興の大きな支障となっている。 このため、本事業により営農再開される農地の整備及び土地改良施設の補修を行い、営農再開が実現できる状況を構築し、営農意欲のある住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。						
事業概要						
本地域は、長期間の避難指示等により、農地と土地改良施設の適正な維持管理ができない状況であったため、営農基盤としての機能が著しく低下しているため営農が困難な状況となっている。 そのため、ほ場及び土地改良施設等の機能を回復させるための基盤整備を実施し、営農が再開できる環境を構築するものである。 ○対象事業：調査・測量 N＝1 式 【双葉町復興まちづくり計画（第三次）P40】第 4 章 分野別基本施策 II. 産業・エネルギー 施策 2 農業の再生						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> 調査・測量・設計：N＝1 式（中田工区） <令和 8 年度> 調査・測量・設計：N＝1 式（中田工区）						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
双葉町にとって農業は町の基幹産業であり、営農できる農業環境の整備は、双葉町復興まちづくり計画（第三次）において良好な営農環境のもと耕作を再開するための「耕作再開モデルゾーン」として位置付けている。 そのため、町内農地での農業を再開し、順次農業者及びこれに関係する従事者等の帰還促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

N0.	14	事業名	双葉町復興計画策定事業		事業番号	(1)-10-2
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(677, 599(千円)) 740, 310(千円)	全体事業費		(677, 599(千円)) 740, 310(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
これまで双葉町は全域での避難指示が継続していたが、令和 2 年 3 月 4 日に中野地区復興産業拠点を中心とする避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺の避難指示が解除され、令和 4 年 8 月 3 0 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。一方で、避難指示解除から三年が経過した今も、町内の居住人口は 190 人を超えたばかりの状況である。 令和 4 年 6 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、これまでの復興まちづくりの方針を踏襲しながら避難指示解除後の具体的な取組や施策、事業を示し、避難指示解除後、町全体の人口を 3 ～ 4 年後には人口 1, 2 0 0 ～ 1, 5 0 0 人、令和 1 2 年には人口 2, 0 0 0 人以上と段階的な賑わいの展開を示している。 この実現を図るため、復興まちづくりの戦略等を計画しそれに基づいた施策を着実に実施していく。						
事業概要						
避難指示解除から 2 年が経過し、復興まちづくりを本格的に推進していくため、町の最上位計画である「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」の見直しを行い、「双葉町復興まちづくり計画（第四次）」を策定する。 また、特定復興再生拠点区域への帰還等を促進するため、双葉駅東エリアをはじめとした町内の賑わい再生に向けた基本計画やロードマップについて住民と合意形成を図りつつ官民連携による将来像を描くとともに、民間事業者の参画を図りつつ居住環境の整備等を進めるための検討を行う。						
当面の事業概要						
① 双葉町復興まちづくり計画（第四次）等策定支援業務 14, 311 千円 令和 4 年度に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）の計画期間が令和 8 年度で満了となるため、令和 7 年度から 2 か年をかけて次期計画の策定を行うもの。次期計画では「基本構想」（全期間）、「基本計画」（前期 5 年）、「実施計画」（後期 5 年）の 3 部構成で計画期間は令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間を想定。 なお、令和 3 年度に策定した双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）の計画期間が令和 7 年度で満了する。総合戦略と復興まちづくり計画を一体的に策定するため、現行の復興まちづくり計画の工期に合わせ、現在の総合戦略（第二期）を 1 年延長し、計画期間を令和 8 年度末までとする。その上で、次期総合戦略（第三期）を復興まちづくり計画（第四次）と統合して策定する。						
② 双葉駅東地区事業化計画策定支援業務 48, 400 千円 双葉町復興まちづくり計画（第三次）において J R 双葉駅東地区を賑わいの中心と位置付け、令和 7 年 3 月には「駅東地区まちづくり基本構想」を策定しました。本構想では、駅東地区を 3 つのエリアに区分して公共施設の再配置やそれぞれのエリアの将来像を示しているが、令和 8 年度においては、令和 9 年度以降の事業化検討を進めるための、事業計画策定支援を行うほか、各事業が連携できるように町内の回遊ネットワーク検討を行う。						

地域の帰還・移住等環境整備との関係
双葉町復興まちづくり計画（第三次）で示している復興まちづくり戦略は、以下の方針で推進することとしている。 中野地区復興産業拠点での企業誘致や企業連携をはじめ、営農再開に向けた取組、ＪＲ双葉駅周辺、アクティビティエリアの整備など各戦略が連携しながら復興まちづくりを進めること さらに、避難指示解除後５年以内に行う分野別基本施策（５分野）も並行して実施していくこと このため、本個票で謳う復興まちづくり計画策定等の事業は、町の最上位計画である復興まちづくり計画（第三次）とも整合がとれたものである。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	駅東地区復興まちづくり支援施設整備事業	事業番号	(1)-10-3
交付団体	双葉町	事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）		
総交付対象事業費	(0) (千円) 209,575 (千円)	全体事業費	(0) (千円) 209,575 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
令和 2 年に、双葉町の避難指示解除準備区域及び JR 双葉駅周辺等の一部区域についての避難指示が解除され、令和 4 年に双葉町で JR 常磐線・双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。避難指示解除後、JR 双葉駅や双葉町役場、駅西住宅の整備が進み、JR 双葉駅周辺を中心としたまちづくりが進められている。 JR 双葉駅周辺は、令和 4 年 6 月に策定された「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」において、住民主導による街並み形成エリアとして、既存ストックや空閑地の有効活用を推進する「まちなか再生ゾーン」に位置している。その中でも駅東地区は、商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして、にぎわい再興に向けて公共施設や町有地などを活用しながら、「住みやすいまち」「働きやすいまち」を順次拡大していくエリアと位置付けられており、令和 7 年 3 月には「双葉駅東地区まちづくり基本構想」を策定・公表している。 双葉駅東地区まちづくり基本構想では、戦略的重点エリアの一つとして駅前・駅前通りエリアを位置づけ、公共施設が集積する駅前と賑わい再生軸である駅前通りを中心に、公共・商業・居住機能の導入、街路整備の連携により、ウォーカブルの推進とにぎわい創出を進めていくエリアとしている。 一方で、当該エリアでは、震災前に避難所の指定を受けていた公共施設は、半壊判定以上の家屋被害調査の判定を受けており、ほとんどの公共施設が解体されることが決定しているため、災害時の避難体制に課題を抱えている状況である。災害時及び緊急時に確実に避難できる体制を確保するため、早急に、防災時の拠点となる建築物、災害時の支援活動の拠点となるオープンスペース等、当該施設への安全な避難を促す避難路等の整備が必要である。					
事業概要					
復興を牽引するまちの中心（双葉駅東地区まちづくり基本構想、令和 7 年 3 月）、賑わいを創出するエリア（双葉町復興まちづくり計画（第三次）、令和 4 年 6 月）に位置づけられている駅前・駅前通りエリアにおける、緊急輸送路である町道駅前久保前線（駅前通り）と町道新山・鴻草線（旧国道）の交差点部に、災害時の一時集合場所や支援活動の拠点になるとともに、平時に帰還住民、移住者、来訪者の交流の場となる、防災まちづくり拠点を整備する。 災害時に支援活動の拠点となる防災まちづくり拠点施設（敷地①）および施設外構である多目的広場（敷地①）と一体で地域住民や来訪者が一時的に身を守り、情報収集・状況判断を行える滞留空間を提供し一時集合場所となるポケットパーク（敷地③）を整備する。ポケットパークはリノベーションを行い移住定住促進の窓口として活用している旧三宮堂田中医院（文化財）の火除け地にもなる。また災害時の緊急車両の乗り入れや活動が可能なオープンスペース（敷地②）を整備する。 平時には、防災まちづくり拠点施設と多目的広場（敷地①）は一体で、子どもの遊び場、子育て支援、展示、学習、イベントができる多目的ホールとして活用する。ポケットパーク（敷地③）は旧三宮堂田中医院と一体利用による施設利用の多様化をはかる。オープンスペース（敷地②）は、被災前から行われている地域行事である「だるま市」等開催時のイベントスペース、臨時駐車場として活用する。 これらの施設は並行して整備予定の町道駅前久保前線（駅前通り）とともに、災害時、平時に一体利用が可能で、復興を牽引するまちの中心を形成する防災まちづくり拠点を構成する。					

＜双葉駅東地区まちづくり基本構想＞

（２）駅東地区の将来ビジョンのコンセプト

双葉町の生活文化を継承し復興をけん引する、生活機能が充実したまちの拠点づくり

（３）駅東地区の将来ビジョン

（３）-①広域における駅東地区の位置づけ：公共・商業・住居機能の充実による拠点性の強化

- ・ 中野地区復興産業拠点周辺の産業エリアに対して、双葉駅周辺・駅東地区を公共・商業・住居機能の充実による拠点性の強化を図るエリアとして位置づけます。
- ・ 駅東地区は、駅前通り沿いの公共・商業エリアと、旧国道沿いの商業・住居エリアを軸とし、公共施設整備・民間開発の誘導により復興を推進する地区に位置付けます。
- ・ 駅東地区の計画範囲は、長塚・新山エリアにあたる国道 288 号以北復興シンボル軸以南、前田川以西を中心範囲とし、その中に先行整備を検討する戦略的重点エリアを設定します。

戦略的重点エリア①：駅前・駅前通りエリア

公共施設が集積する駅前と賑わい再生軸である駅前通りを中心に、公共・商業・居住機能の導入、街路整備の連携により、ウォーカブルの推進とにぎわい創出を進めていくエリア

＜双葉町復興まちづくり計画（第三次）＞

第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略

2. 避難指示解除後の戦略 （１） 町内のエリアごとの戦略（令和 4 年度から令和 8 年度）

双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、駅東地区を「商業を中心に賑わいを形成するエリア」と位置づけ、駅前広場と双葉厚生病院（休止中）を結んだ東西軸に、小規模な商業施設が建ち並ぶまちなみを整備して賑わいを生み出すとともに、旧国道沿いの沿道の再生や歩いて楽しめる空間整備を行い、帰還する町民の方々などが居住できる環境整備も併せて進めることとしている。

＜双葉町国土強靱化地域計画＞

別冊 2 強靱化の推進方針

・ 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ確かな災害活動を行うため、防災拠点となる役場庁舎では耐震性を確保するとともに、非常用発電や太陽光発電、蓄電池を導入している。また、町内の公共施設の多くは東日本大震災及び福島第一原子力発電所 事故に伴う被害や劣化等により、解体することが決定している。今後、建設を進める各公共施設においては、地域住民や施設利用者等の 安全確保のために一時避難所としての機能などを備えるため、施設の安全性や耐震性を確保する必要がある。

・ 都市公園施設の減災対策・長寿命化、駅前広場整備等

都市公園等は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、災害時における住民の避難地や火災の延焼防止、防災活動の拠点となるなど重要な役割を担う公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害に備えられるように計画的な整備を行う。

＜双葉町地域防災計画＞

第 1 編第 2 節 2 災害対策の基本方針

＜災害時に防災拠点等となる建築物＞

災害時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」という。）については、災害時の安全性確保に加え、機能を継続できるよう、地震や洪水に対する十分な配慮が必要であり、国土交通省「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（新築版）・（追補版）」（令和元年 6 月改定）などを参考に、施設・設備の整備に計画的に取り組むことが必要。

＜災害に強いまちづくり＞

道路・公園等の適切な配置やオープンスペースの確保、緑地保全、災害に強いライフラインの整備など、将来に向けた災害に強いまちづくりに計画的に取り組み、安全で住みよいまちを構築することが必要。

当面の事業概要
＜令和 8 年度＞基本計画、用地買収 ＜令和 9 年度＞基本設計・実施設計 ＜令和 10 年度＞建築・外構工事／工事監理 ＜令和 11 年度＞建築・外構工事／工事監理
地域の帰還・移住等環境整備との関係
災害時に平時に既存施設や道路再整備と連携して機能を発揮する防災まちづくり拠点の整備により、復興を牽引するまちの中心（双葉駅東地区まちづくり構想、令和 7 年 3 月）、賑わいを創出するエリア（双葉町復興まちづくり計画（第三次））を実現し、安全安心で暮らしやすい帰還・移住環境整備に寄与する。
関連する事業の概要
＜令和 8 年度～＞町道駅前久保前線高質空間形成施設整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	町道駅前久保前線等高質空間形成施設整備事業	事業番号	(1)-10-4
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(0)（千円） 14,025（千円）	全体事業費	(0)（千円） 14,025（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
令和 2 年に、双葉町の避難指示解除準備区域及び JR 双葉駅周辺等の一部区域についての避難指示が解除され、令和 4 年に双葉町で JR 常磐線・双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。避難指示解除後、JR 双葉駅や双葉町役場、駅西住宅の整備が進み、JR 双葉駅周辺を中心としたまちづくりが進められている。 JR 双葉駅周辺は、令和 4 年 6 月に策定された「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」において、住民主導による街並み形成エリアとして、既存ストックや空閑地の有効活用を推進する「まちなか再生ゾーン」に位置している。その中でも駅東地区は、商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして、にぎわい再興に向けて公共施設や町有地などを活用しながら、「住みやすいまち」「働きやすいまち」を順次拡大していくエリアと位置付けられており、令和 7 年 3 月には「双葉駅東地区まちづくり基本構想」を策定・公表している。 双葉駅東地区まちづくり基本構想では、戦略的重点エリアの一つとして駅前・駅前通りエリアを位置づけ、公共施設が集積する駅前と賑わい再生軸である駅前通りを中心に、公共・商業・居住機能の導入、街路整備の連携により、ウォーカブルの推進とにぎわい創出を進めていくエリアとしている。 一方で、当該エリアでは、震災前に避難所の指定を受けていた公共施設は、半壊判定以上の家屋被害調査の判定を受けており、ほとんどの公共施設が解体されることが決定しているため、災害時の避難体制に課題を抱えている状況である。災害時及び緊急時に確実に避難できる体制を確保するため、早急に、防災時の拠点となる建築物、災害時の支援活動の拠点となるオープンスペース等、当該施設への安全な避難を促す避難路等の整備が必要である。					
事業概要					
双葉駅東地区まちづくり基本構想の戦略的重点エリア①駅前・駅前通りエリアにおいては、復興を牽引するまちの中心に位置付けられており、かつ緊急輸送路である町道駅前久保前線（駅前通り）の再整備により、一時避難場所への安全・円滑な避難を促す避難路の確保および、防災まちづくり拠点として交差点を囲む各施設の一体利用を図る。 施設の整備にあたっては、歩道拡幅、歩車道のフラット化、歩道・路肩の一体舗装（高質化）、無電柱化等により、避難時の安全性の向上や避難路・避難場所の明示をおこなうとともに、交差点部車道を歩道と一体的な舗装とし、災害時、平時の駅東地区防災まちづくり拠点施設と連携した利用を促す一体的な空間形成を図る。 ＜双葉町復興まちづくり計画（第三次）＞ 第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略 2. 避難指示解除後の戦略（1） 町内のエリアごとの戦略（令和 4 年度から令和 8 年度） 双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、駅東地区を「商業を中心に賑わいを形成するエリア」と位置づけ、駅前広場と双葉厚生病院（休止中）を結んだ東西軸に、小規模な商業施設が建ち並ぶまちなみを整備して賑わいを生み出すとともに、旧国道沿いの沿道の再生や歩いて楽しめる空間整備を行い、帰還する町民の方々が居住できる環境整備も併せて進めることとしている。 ＜双葉駅東地区まちづくり基本構想＞ 4 駅東地区のデザイン戦略（戦略的重点エリア）					

(1) 戦略的重点エリア①：駅前・駅前通りエリア 公共施設が集積する駅前と賑わい再生軸である駅前通りを中心に、商業・公共・居住機能の導入、街路整備の連携により、歩行者中心の出歩きたくなるまちづくりとにぎわい創出を進めていくエリア (4) 戦略的重点エリアにおける駅前通りのデザイン方針 (4) -① 駅前通りのデザイン方針（案） ＜歩行者中心の街路空間デザイン＞ 車道、歩道、沿道敷地を一体的にデザインし、歩行者中心の歩きやすい通りを形成します。 ＜駅前通り・旧国道の交差点周辺＞ 震災前から経つ建物群（地域活動拠点、旧三宮堂田中医院、旧東邦銀行）に囲まれた、駅前通りと旧国道との交差点を、震災前からの記憶や歴史を継承し、復興をけん引するまちの中心と位置づけ、公共・商業機能の充実と合わせて、回遊性の高い空間づくりを進めていきます。 ＜双葉町国土強靱化地域計画＞ 別冊2 強靱化の推進方針 ・緊急輸送路の防災・減災対策 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。 ＜双葉町地域防災計画＞ 第2章 災害予防計画 第3節 都市の防災対策 (3) 都市計画道路の整備 都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるようネットワーク化を図る。 第7章 輸送に関する資料 双葉町緊急輸送路 町道長塚・新山線（※せんだん通り・駅前通り）、町道新山・鴻草線（※旧国道）	
当面の事業概要	
＜令和8年度＞基本計画 ＜令和9年度＞本設計・実施設計 ＜令和10年度＞工事・工事監理	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
災害時に平時に既存施設や道路再整備と連携して機能を発揮する防災まちづくり拠点の整備により、復興を牽引するまちの中心（双葉駅東地区まちづくり基本構想、令和7年3月）、賑わいを創出するエリア（双葉町復興まちづくり計画（第三次））を実現し、安全安心で暮らしやすい帰還・移住環境整備に寄与する。	
関連する事業の概要	
＜令和8年度～＞駅東地区復興まちづくり支援施設整備事業	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	